

電気通信主任技術者規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）

改正案

現行

（傍線部分は改正部分）

（電気通信主任技術者の選任等）

（電気通信主任技術者の選任等）

第三条 法第四十五条第一項の規定による電気通信主任技術者の選任は、次の各号によるものとする。

第三条 法第四十五条第一項の規定による電気通信主任技術者の選任は、次の表の上欄に掲げる事業場ごとに、それぞれ当該事業場に常に勤務する者であつて、同表の下欄に掲げるものうちから行うものとする。

一 次の上欄に掲げる事業用電気通信設備を直接に管理する事業場ごとに、それぞれ当該事業場に常に勤務する者であつて、同表の下欄に掲げるものうちから行うこと。

一 事業用電気通信設備（線路設備及びこれに附属する設備を除く。）を直接に管理する事業場

イ 事業用電気通信設備（線路設備及びこれに附属する設備を除く。）	伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者
ロ 線路設備及びこれに附属する設備	線路主任技術者資格者証の交付を受けている者

イ 事業用電気通信設備（線路設備及びこれに附属する設備を除く。）を直接に管理する事業場	伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者
ロ 線路設備及びこれに附属する設備を直接に管理する事業場	線路主任技術者資格者証の交付を受けている者

二 業務区域が一の都道府県の区域を超える電気通信事業者にあつては、前号の規定によるほか、事業用電気通信設備を設置する都道府県ごとに、前号の表の上欄に掲げる事業用電気通信設備の種類に応じ、それぞれ当該都道府県に常に勤務する者であつて、同表の下欄に掲げるものうちから行うこと。

2 前項各号の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する場合は、前項第一号の表の上欄に掲げる事業用電気通信設備の種別に応じ、同号の規定による選任に代えて同号の事業場を直接統括する事業場ごとに電気通信主任技術者を選任し、又は当該電気通信主任技術者若しくは前項各号の規定により選任された電気通信主任技術者に他の事業場若しくは都道府県において選任すべき電気通信主任技術者を兼ねさせることができる。

(認定書の交付)

第二十一条 総務大臣は、前条の申請があつた場合において、申請の内容を審査し、当該申請に係る学校等が第十九条に規定する基準に適合するものとして認定したときは、認定書を交付する。

(認定の取消し)

第二十三条 (略)

2 前項の規定により認定を取り消された者は、その取消しに係る認定書を総務大臣に返納しなければならない。

(廃校の届出等)

第二十四条 (略)

2 前項の届出があつたときは、その廃止に係る学校等又は部科に関する認定は、当該廃止の日に、その効力を失う。

2 前項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する場合は、当該事業場を直接統括する事業場において電気通信主任技術者を選任し、又は他の事業場の電気通信主任技術者に当該事業場において選任すべき電気通信主任技術者を兼ねさせることができる。

(認定書の交付等)

第二十一条 総務大臣は、前条の申請があつた場合において、申請の内容を審査し、当該申請に係る学校等が第十九条に規定する基準に適合するものとして認定したときは、認定書を交付するとともに、その旨を告示する。

(認定の取消し)

第二十三条 (略)

2 総務大臣は、前項の規定により認定の取消しを行ったときは、学校等の認定を受けた者にその旨を通知するとともに告示する。

(廃校の届出等)

第二十四条 (略)

2 総務大臣は、前項の届出があつたときは、将来に向かつてその認定を取り消すとともにその旨を告示する。

(認定学校等の公示)

第二十四条の二 総務大臣は、第二十一条の規定により認定した学校等及び部科の名称、第二十二条第一項の規定により変更の届出があつた場合は変更後の学校等及び部科の名称、第二十三条第一項の規定により認定の取消しを行つた場合又は第二十四条第一項の規定により廃校の届出があつた場合はその旨、及びその他必要と認める事項をインターネットの利用その他の方法により公示するものとする。

(資格者証の交付の申請)

第三十九条 法第四十六条第三項各号のいずれかに該当する者であつて、資格者証の交付を受けようとするものは、別表第十二号様式の電気通信主任技術者資格者証交付申請書に次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名及び生年月日を証明する書類

二 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三〇ミリメートル、横二四ミリメートルのもので、裏面に申請に係る資格及び氏名を記載したものとす。第四十二条において同じ。）一枚

三 養成課程（交付を受けようとする資格者証に係るものに限る。）の修了証明書（養成課程の修了に伴い資格者証の交付を受けようとする者の場合に限る。）

(資格者証の交付の申請)

第三十九条 (略)

一 (略)

二 (略)

2 (略)

第四十一条 削除

(資格者証の再交付)

第四十二条 資格者証の交付を受けている者は、氏名に変更を生じたとき又は資格者証を汚し、破り若しくは失つたために資格者証の再交付の申請をしようとするときは、別表第十四号様式の申請書に次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 資格者証(資格者証を失つた場合を除く。)

二 写真一枚

三 氏名の変更の事実を証する書類(氏名に変更を生じたときに限る。)

2 (略)

(添付書類の省略)

第四十三条の二 第三十九条第一項の規定にかかわらず、資格者証

2 (略)

(資格者証の訂正)

第四十一条 資格者証の交付を受けている者は、氏名に変更を生じたときは、別表第十四号様式の申請書に当該資格者証及び変更の事実を証明する書類を添えて総務大臣に提出し、資格者証の訂正を受けなければならない。

2 総務大臣は、前項の資格者証の訂正に代えて、新たな資格者証の交付をすることができる。

(資格者証の再交付)

第四十二条 資格者証の交付を受けている者は、資格者証を汚し、破り又は失つたために再交付の申請をしようとするときは、別表第十四号様式の申請書に当該資格者証(資格者証を失つた場合を除く。)を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(添付書類の省略)

第四十三条の二 第三十九条第一項の規定にかかわらず、資格者証

の交付を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第三十九条第一項第一号の書類の添付を要しない。

一 総務大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により、都道府県知事（同法第三十条の十第一項第三号の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合には、指定情報処理機関）から申請した者に係る本人確認情報の提供を受けるとき。

二 資格者証を受けようとする者が他の電気通信主任技術者資格者証の交付を受けており、当該電気通信主任技術者資格者証の番号を第三十九条第一項の申請書に記載するとき。

三 資格者証を受けようとする者が法第七十二条第二項において準用する法第四十六条第三項の規定により、工事担任者資格者証の交付を受けており、当該工事担任者資格者証の番号を第三十九条第一項の申請書に記載するとき。

四 資格者証を受けようとする者が電波法第四十条第一項の規定に係る無線従事者免許証の交付を受けており、当該無線従事者免許証の番号を第三十九条第一項の申請書に記載するとき。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定は公布の日から起算して一年を経過した日から、第二十一条、第二十三条、第二十四条及び第二十四条の二の改正

の交付を受けようとする者は、総務大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により、都道府県知事（同法第三十条の十第一項第三号の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合には、指定情報処理機関）から申請した者に係る本人確認情報の提供を受けるときは、氏名及び生年月日を証明する書類を提出することを要しない。

規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正前の電気通信主任技術者規則（以下「旧規則」という。）の規定により交付された資格者証でこの省令の施行の際現に効力を有するものは、この省令による改正後の電気通信主任技術者規則（以下「新規則」という。）の規定により交付されたものとみなす。

3 旧規則の規定により交付された資格者証に限り、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者の氏名に変更を生じたときは、新規則第四十二条の規定にかかわらず旧規則第四十一条の規定により資格者証の訂正を受けることができる。この場合において、新規則別表第十四号様式中「~~姓~~行」とあるのは「訂正」に、「~~電~~気通信主任技術者規則第42条」とあるのは「平成21年総務省令第 号附則第3項」による。

別表第一号様式 (第 4 条関係)

電気通信主任技術者選任又は解任届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号 (〒999) _____
 住所 (ふりがな) _____
 氏 名 (自署せられたときは、押印を省略できる。本人に代つては、各欄及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自署で記入したときは、押印を省略できる。) 印

次のとおり、電気通信主任技術者の選任又は解任をしたので、電気通信事業法第45条第2項の規定により届け出ます。

電気通信主任技術者を選任又は解任した事業場の名称及び所在地	氏名及び生年月日
選任した電気通信主任技術者 職名 住所 及び番号 電気通信主任技術者が電気通信主任技術者の職務以外の職務を行っているときは、その職務内容 電気通信主任技術者の監督に係る電気通信設備の種類 選任年月日	
解任した電気通信主任技術者 職名 住所 及び番号 電気通信主任技術者が電気通信主任技術者の職務以外の職務を行っているときは、その職務内容 電気通信主任技術者の監督に係る電気通信設備の種類 解任年月日	

長

辺

短 辺 (日本工業規格A列4番)

別表第一号様式 (第 4 条関係)

電気通信主任技術者選任又は解任届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号 (〒999) _____
 住所 (ふりがな) _____
 氏 名 (自署せられたときは、押印を省略できる。本人に代つては、各欄及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自署で記入したときは、押印を省略できる。) 印

次のとおり、電気通信主任技術者の選任又は解任をしたので、電気通信事業法第45条第2項の規定により届け出ます。

電気通信主任技術者を選任又は解任した事業場の名称及び所在地	氏名及び生年月日
選任した電気通信主任技術者 職名 住所 及び番号 電気通信主任技術者が電気通信主任技術者の職務以外の職務を行っているときは、その職務内容 電気通信主任技術者の監督に係る電気通信設備の種類 選任年月日	
解任した電気通信主任技術者 職名 住所 及び番号 電気通信主任技術者が電気通信主任技術者の職務以外の職務を行っているときは、その職務内容 電気通信主任技術者の監督に係る電気通信設備の種類 解任年月日	

長

辺

短 辺 (日本工業規格A列4番)

3～6 (略)

同法第30条の3第4項の規定により市町村長から通知された住民票コードを記入すること。住民票コードを記入しない場合は、氏名及び生年月日を証明する書類を添付すること。

4～7 (略)

別表第十三号様式 (第 40 条関係)

(表面)

電気通信主任技術者資格者証

格 資格者証番号 年 月 日 年 月 日 日生

交付年月日 氏 年 月 日

写
真

上記の者は、電気通信主任技術者規則により、上記資格を与えたものであることを証明する。

年 月 日 総務大臣 印

85 ミリメートル (裏面)

注意事項

シールシキ45

別表第十三号様式 (第 40 条関係)

長

電気通信主任技術者資格者証

第 号

氏 名 年 月 日

主任技術者

電気通信事業法第 46 条の規定により、資格者証を交付する。

年 月 日 総務大臣 印

短 辺 (日本工業規格A列4番)

別表第十四号様式 (第 4 2 条関係)

電力大臣 殿

電気通信主任技術者資格再交付申請書

収入印紙の貼付欄
(この欄には収入印紙を貼付しないこと。収入印紙を貼付した場合は、申請書は受理されず、申請書は取り戻すこととなります。)

収入印紙を必要額を超えて貼付した場合は、申請書は受理されず、申請書は取り戻すこととなります。

年 月 日

字寫ちよ付欄
この欄に、申請書に添付する写真(45mm×45mm)を貼付してください。写真の背景は、白または淡色の単色で、顔の周囲は黒い枠で囲ってください。

郵便番号 _____

住 所 _____

(カ) 電話(日中の連絡先) _____

氏 名
 フリガナ(姓) _____ (名) _____
 姓 字(姓) _____ (名) _____
姓は姓の漢字を、名は名(名前の漢字)を記入してください。

種 別	1. 初級	2. 初級	3. 乙类	4. 氏名の変更
資格者証の種類				
資格者証番号				
申請に係る資格者証の内容	氏 名			
	生 年 月 日			
変更後の氏名				
添 付 書 類	1 氏名の変更の事実を証明する書類 2 資格者証			

資格者証の再交付を受けたいので、電気通信主任技術者規則第42条の規定により、別紙書類を添えて申請します。

20

40

別表第十四号様式 (第 4 1 条、第 4 2 条関係)

電力大臣 殿

電気通信主任技術者資格者証 訂正(注1) 申請書

訂正(注1) 申請書

収入印紙
右欄から量らないように貼付してください。
申請書は封印しないこと

年 月 日

郵便番号 _____

住 所 _____

(カ) 電話(連絡先) _____

フリガナ _____

氏 名 _____

種 別	1. 初級	2. 初級	3. 乙类	4. 氏名の変更
資格者証の種類				
資格者証番号				
申請に係る資格者証の内容	氏 名			
	生 年 月 日			
変更後の氏名				
添 付 書 類	変更の事実を証明する書類			

資格者証の訂正(注1)を受けたいので、電気通信主任技術者規則第41条(注1)の規定により、別紙書類を添えて申請します。

(数字の単位は、ミリメートル)

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 資格者証の訂正で再交付を同時に申請しない場合は、収入印紙の貼付は不要。

注1・2 (略)

3 変更後の氏名の欄は、氏名の変更の場合に限り、注2の(2)に従って記載すること。

2・3 (略)

4 変更後の氏名の欄は、氏名の変更の場合に限り、注3の(2)に従って記載すること。